

企画競争実施の公告

次のとおり、企画提案（プロポーザル）を募集します。

1. 業務概要

- ① 業務名
米国市場向け誘客事業「旅行サイト広告」
- ② 業務内容
別紙「仕様書」による
- ③ 履行期限
2027年1月29日（金）

2. 企画競争参加資格要件

参加資格は、次の各号の資格要件を満たすものとする。

- ① 国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名競争停止措置が講じられていないものであること。
- ② 本業務を適切に遂行するに足りる組織体制及び業務遂行能力を有すること。
- ③ OTA（航空券と宿泊の両方の予約を受け付ける形態）又はメタサーチ型旅行プラットフォーム（航空券と宿泊の両方の予約を受け付ける他社サービスへの送客又は予約連携機能を含む）を自社で運営している法人であること。
- ④ 国又は地方公共団体等が定める法令、規則等を遵守していること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、裁判所による更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている場合を除く。
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分その他これに類する経営不振の状態にないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑧ 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者その他反社会的勢力に該当しないこと。また、反社会的勢力との関係を有していないこと。
- ⑨ 本業務の遂行に当たり知り得た情報について、適切な情報管理及び秘密保持を行う体制を有すること。特に個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守できる体制を整備していること。
- ⑩ 本業務に関し、発注者及び関係機関との協議・調整に適切に対応できる能力及び実施体制を有すること。
- ⑪ 過去5年以内に国、地方公共団体、DMO その他公的機関等が発注する類似業務を受

託した実績を有すること。

- ⑫ その他、本事業の趣旨及び目的を十分理解し、誠実に業務を遂行できる者であること。

3. 支払条件及び提案上限額

①支払条件

委託者は本事業に係る経費について業務完了後受託者が発行する請求書に基づき 2027 年 2 月末までに支払うものとする。

②提案上限額

12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 提出書類

①入札参加意思表明書

入札参加を希望する場合、入札参加意思表明書（添付様式）を以下に記載のとおり提出するものとする。

（ア）提出期限：2026 年 7 月 23 日（木）午後 4 時必着

（イ）提出方法：持参又は郵送による。（持参の場合の受付時間は、平日の午前 10 時から午後 4 時までとする。郵送の場合は、書留等配達証明が証明できる方法とすること。）

（ウ）提出先：一般社団法人 中央日本総合観光機構 マーケティング部

〒460-0003 名古屋市中区錦 3-6-34 太陽生命名古屋ビル 6F

②企画提案書作成要領及び提出等

（ア）作成要領

A) 用紙は、原則 A 4 判（必要に応じ A 3 判の折込みも可）両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

B) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

C) 審査の公正を期するため、企画提案書の副本には、会社名、住所及びロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

（イ）企画提案書

A) 提出部数：5 部（正本：社名あり 5 部、副本：社名なし 5 部）

B) 企画提案書の構成

I. 表紙

II. 企画競争参加者の概要等（概要及び担当者の氏名・連絡先）

III. 業務に係る提案（事業実施による想定効果を含むこと）

IV. 事業実施スケジュール

V. 業務実施スタッフの業務内容並びに実施体制図

VI. 再委託の有無及び予定、再委託先の概要（委託者の承諾を要するものに限る）

VII. 事業実施実績（直近 5 年の類似業務に限る）

VIII. 見積書（概算かつ消費税・地方消費税は含むこと）

（ウ）審査の公正を期するため、企画提案書の副本には、会社名、住所及びロゴマークなど、プロポ

ーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

(エ) 提出期限：2026 年 7 月 30 日（木）午後 4 時必着

(オ) 提出方法及び提出先

A) 提出方法：持参又は郵送による。（持参の場合の受付時間は、平日の午前 10 時から午後 4 時までとする。郵送の場合は、書留等配達証明ができる方法とすること。）なお提案は、1 社につき 1 提案までとする。

B) 提出先：一般社団法人 中央日本総合観光機構 マーケティング部
〒460-0003 名古屋市中区錦 3-6-34 太陽生命名古屋ビル 6F

③その他

(ア) 提出された書類は返却しない。

(イ) 企画提案書の部分的な差替えは認めない。

(ウ) 提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書を提出するものとする。

(エ) 提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書を提出し、取り下げるものとする。

(オ) 取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

(カ) 提案に要する一切の費用は提案者の負担とする。

(キ) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書等を無効とする。

(ク) 見積書については、本業務に係る所要経費を全て見積るとともに、見積りの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。また、クリエイティブ制作（バナー・WEB ページ）にかかる費用と広告運用にかかる費用について項目を分けて記載のうえ提出すること。

5. 企画競争に関する質問

① 質問期間：2026 年 7 月 24 日（金）午後 12 時まで

② 提出方法

説明書等の内容について質問がある場合は、任意様式によりメール（9. 問い合わせ先に記載のアドレスあて）に提出すること。なお、件名を「米国市場向け誘客事業（旅行サイト広告）に関する質問」とすること。

③ 質問書に対する回答：質問者に対して、原則として 2026 年 7 月 24 日（金）午後 4 時までに電子メールにより回答する。

6. 最優秀提案者の決定

① 審査方法

審査は、企画提案書の内容を基に、委託者が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

② 提案書評価基準

(ア) 旅行サイト広告事業において、事業主体の要請する内容を満たしているか。

(イ) 旅行サイト広告事業において、提案された活動内容は、十分な効果が見込まれるものとなっているか。

(ウ) 提案された手法・メニューに係る経費見積・予算規模は妥当か。

- (エ) 事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。
- (オ) 事業実施スケジュールは妥当か。
- (カ) 過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められるか。

② 結果の通知（予定）

- (ア) 2026 年 8 月 5 日（水）までにすべての提案書提出者に対し通知する。
- (イ) 最優秀提案者として選定されなかった者に対しての理由説明は一切受付けない。

7. 契約の締結

最優秀提案者と提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、事業予算の範囲内で契約を締結する。この協議において、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- ① 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨
- ② 契約保証金：免除する。
- ③ 契約書作成の要否：要

8. その他留意事項

- ① 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- ② 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- ③ 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ④ 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、受託者に帰属するものとする。
- ⑤ 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- ⑥ 本事業に係る契約に係る金銭の支払に用いる通貨は日本円とする。海外で実施する事業における為替リスクは受託者において負担すること。
- ⑦ 受託者は委託者及び連携先と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議の上、その指示に従って進めること。

9. 問い合わせ先

一般社団法人 中央日本総合観光機構 マーケティング部

担 当：伊藤

住 所：〒460-0003 名古屋市中区錦 3-6-34 太陽生命名古屋ビル 6F

電 話：052-602-6651 F A X：052-756-2727

メール：info@go-centraljapan.jp

(添付様式)

入札参加意思表明書

令和 年 月 日

一般社団法人中央日本総合観光機構 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

2026 年 7 月 17 日付けで公告のありました下記の事業に係る企画競争入札に参加する意思があることを表明いたします。

なお、本企画競争実施の公告に定める企画競争入札参加資格を満たしていることを誓約します。

業務名：米国市場向け誘客事業「旅行サイト広告」

仕 様 書

1. 事業名

米国市場向け誘客事業「旅行サイト広告」

2. 事業目的

本事業は、旅行サイト広告を効果的に発信、中央日本エリアの魅力を紹介するランディングページ（以下、「LP」という。）へ誘導することにより、米国市場における中央日本エリアの認知向上、中央日本エリアへの訪問意欲の喚起並びに中央日本エリアへの誘客拡大と、中部国際空港を玄関口としたエリア内の周遊促進を目的とする。

3. 事業の進め方

受託者は事業の実施にあたって、（一社）中央日本総合観光機構（以下「委託者」という。）及び本事業の連携先と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、各事業に着手する際には委託者及び連携先と協議したうえで着手するものとする。また、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をしたうえで実施していくものとする。

4. 事業内容

旅行サイト内でのバナー広告や告知を効果的に実施し、旅行サイト内に設置する中央日本エリアの魅力を紹介するランディングページ（以下、「LP」という。）へ誘導することにより、米国市場における中央日本エリアの認知向上、中央日本エリアへの訪問意欲の喚起を支援すること。

米国在住の20～40代の夫婦・パートナー、友人又はFITであって、観光情報をオンライン媒体で取得する者かつ旅行を個人で手配する者（以下「ターゲット」という。）に対し、中央日本エリアの四季の魅力、食文化等をテーマにしたバナー画像を制作・広告配信し、中央日本エリアの魅力を紹介するLPへ誘導する。詳細については以下のとおりとする。

① 制作物・広告配信の内容**ア 制作物**

バナー画像 1枚以上、LP 1ページ以上

イ 広告配信時期

2026年11月～2027年1月29日のうち、効果が最大化と考えられる期間

ウ 掲載回数

2回以上

② 制作物の詳細

- ・米国における訪日旅行の最新のトレンドやニーズ等を調査、分析したうえで、当事業の目的達成に最も寄与すると考えられる中央日本エリアの魅力を選出し制作すること。
- ・広告からLPへの誘導を図る方策を提案すること。

③ 分析・効果測定

- ・バナーのインプレッション数やクリック率/クリック単価、LPのPV数や購買率/購買数など、各指標の把握を徹底すること。
- ・広告において、定期的な分析と改善を講じること。
- ・LPにおいて、離脱率や滞在時間など各指標の把握を徹底すること。
- ・LPにおいて、定期的な分析と改善を講じること。

④ 留意点

- ・制作物は委託者及び連携先と協議のうえ選定、決定すること。
- ・制作物に使用する画像等の素材については、委託者及び連携先が協議・連携し準備・手配するものとする。
- ・受託者は、LP公開から2027年1月29日までの期間において、当該LPの管理及び運用を行うこ

と。

- ・本事業を受託する上で関係する各種法令に抵触しないよう注意すること。

5. 実施報告書の提出

事業が完了したときは、下記内容を含む事業実施報告書を以下のとおり作成し、6.の履行期限までに委託者及び連携先に提出すること。

(1) 内容

- ・事業名及び事業概要
- ・制作物の概要および参考画像
- ・制作物データ（バナー画像、LP）、広告配信概要（期間、費用、媒体）
- ・バナー広告クリック回数、LP訪問者数
- ・業務実施に伴う課題の分析（ターゲットのニーズ、改善案を含めること）
- ・その他委託者及び連携先が指示したもの

(2) 仕様

- ・A4版カラー簡易製本 2部
- ・電子データ 一式

(3) 提出先

一般社団法人 中央日本総合観光機構マーケティング部
E-mail: info@go-centraljapan.jp

6. 履行期限

2027年1月29日（金）まで

7. 期待する効果

(1) アウトプット指標

- ・掲載回数：2回以上

(2) アウトカム指標（参考）

ア 事業終了後1年目

- ・閲覧者数：計1万人以上

イ 事業終了後2年目

- ・閲覧者数：計4.1万人以上

8. その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らし、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (5) 受託者は委託先及び連携先と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度委託先及び連携先と協議のうえ、その指示に従って進めること。